

改正

平成29年3月29日告示第33号

平成30年3月23日告示第37号

令和3年3月30日告示第65号

田村市協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の多様な課題の解決に向け、市民団体等が創意工夫した取組や市民が参画する地域間交流の新たな取組を支援するため市民提案型のまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）の実施団体等に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(提案主体の要件)

第2条 まちづくり事業の提案ができる団体等は、本市内に事務所及び活動場所を有する団体（NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、行政区等）で次の要件を満たすものとする。

- (1) 営利、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 5人以上の会員で組織していること。
- (3) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 継続して活動していること。
- (6) 事業の連絡責任者が特定され、事業の成果報告ができること。
- (7) 事業実施に当たり補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了すること。

(対象提案事業)

第3条 対象となるまちづくり事業は、次の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 地域の課題に対する解決を目指すものであること。
- (2) 提案団体が主体的に実施できること。
- (3) 施設等の建設・改築や整備を目的としたものでないこと。
- (4) 政策の提案・立案に関するもの（政策立案のための調査・研究など）でないこと。

- (5) 学術的な研究事業でないこと。
- (6) 実施を伴わない調査等でないこと。
- (7) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業でないこと。
- (8) 国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けていないこと。
- (9) 既に実施されている事業でないこと。
- (10) 市が実施中又は実施を予定している事業でないこと。
- (11) 他の制度により市が補助の対象としていないこと。
- (12) 結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場創出事業の場合、参加者は20歳以上であること、総参加者数がおおむね20人以上であり、市内に在住又は勤務する者が半数以上であること及び参加者の男女比率は男女のいずれかが30%以上であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、実施するまちづくり事業に直接要する経費とする。ただし、団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象としない。

2 同一団体の同一事業に対する補助金は、最大2回(2年)までとし、第1回(1年目)は対象経費の4分の3以内とし上限額を30万円とし、第2回(2年目以降)は、対象経費2分の1以内とし上限額を20万円とする。ただし、前条第1項第12号の事業に対する補助金は、前段の規定にかかわらず、同一年度内において1回限りとし、対象経費の10分の10以内とし上限額を50万円とする。

3 前項の補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り切り捨てた額とする。

(事業提案)

第5条 まちづくり事業を提案しようとする団体(以下「提案団体」という。)田村市協働のまちづくり支援事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) 団体の定款、規約、会則等
- (5) 団体の構成員名簿又は役員名簿

(事業審査)

第6条 市長は、前条の提案書の提出があった場合は、提案団体より提案されたまちづくり事業内

容を審査する。

(採否決定の通知)

第7条 市長は、前条の事業審査の結果、事業内容を適当と認めるときは、まちづくり事業としての採否を決定するものとする。この場合において、採択された提案団体に対しては、田村市協働のまちづくり支援事業採択決定通知書（様式第5号）により、不採択の提案団体に対しては、不採択通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条において採択された提案団体は、田村市協働のまちづくり支援事業補助金等交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に規則第14条による補助事業等実績報告書（様式第8号）及び規則第事業収支決算書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者等は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に、田村市協働のまちづくり支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等を概算払の方法により交付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第37号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第65号）

この告示は、公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。